

市立小・中学校の建て替えに係る適正配置の検討について

1 厚木市公共施設最適化基本計画及び厚木市公共施設個別施設計画について

(1) 計画の策定及び改定について

本市では、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に、平成 27（2015）年に「公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。また、基本計画に定める施設について、今後の具体的な対応方針を定める「公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）」を令和 3（2021）年度に策定しました。

個別施設計画の策定に当たり、上位計画である基本計画への位置付けや内容修正が必要な項目があるほか、基本計画策定以降の国の取組を踏まえ、基本計画の改定を併せて行いました。

(2) 市域対応施設と地域対応施設

個別施設計画では、基本計画で対象としている施設を「市域対応施設」と「地域対応施設」の二つに分類し、今後の方向性を位置付けています。

区分	内容	該当する施設類型
市域対応施設	全市民が利用対象となる施設類型	医療施設、学校給食センター、市営住宅、駐車場・自転車等駐車場、生涯学習施設、スポーツ施設、文化財施設、庁舎等施設、福祉施設、保育所、子育て支援施設、消防署所、器具置場、集会施設
地域対応施設	地域住民が主な利用対象となる施設類型	小・中学校、公民館、老人憩の家、児童館

(3) 第 1 期短期再編プログラム

個別施設計画では、基本計画に位置付ける短期的な取組を推進するために、短期再編プログラムを策定しています。短期再編プログラムは、個別施設計画の計画期間を 3 期に分けたもので、第 1 期短期再編プログラムでは、令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの取組を対象としています。

第1期短期再編プログラムの対象施設詳細

(1) 第1期短期再編プログラム期間中に更新時期を迎える施設

ア 目標耐用年数を60年とする、昭和46年以前に建築された鉄筋コンクリート造の建築物

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
1	依知南小学校 中央棟	1964 (S39)	56	2024 (R6)	RC
2	緑ヶ丘小学校 東棟	1965 (S40)	55	2025 (R7)	RC
3	緑ヶ丘小学校 西棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	RC
4	北小学校 南棟	1966 (S41)	54	2026 (R8)	RC
5	小鮎小学校 南棟	1967 (S42)	53	2027 (R9)	RC
6	依知小学校 体育館	1969 (S44)	51	2029 (R11)	RC
7	厚木小学校 北棟	1969 (S44)	51	2029 (R11)	RC
8	厚木小学校 東棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	RC
9	厚木第二小学校 西棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	RC
10	清水小学校 北棟	1971 (S46)	49	2031 (R13)	RC
11	南毛利中学校 体育館	1967 (S42)	53	2027 (R9)	RC
12	睦合中学校 体育館	1968 (S43)	52	2028 (R10)	RC
13	東名中学校 南棟	1969 (S44)	51	2029 (R11)	RC
14	小鮎中学校 北棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	RC
15	小鮎中学校 体育館	1971 (S46)	49	2031 (R13)	RC
16	市役所 本庁舎	1971 (S46)	49	2025 (R7)	RC

イ 目標耐用年数を60年とする木造の建築物

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
1	水泳プール (更衣室・機械室・管理事務室)	1963 (S38)	57	2023 (R5)	W
2	三田児童館	1966 (S41)	54	2026 (R8)	W
3	愛甲原児童館	1971 (S46)	49	2031 (R13)	W
4	上荻野児童館	1972 (S47)	48	2032 (R14)	W
5	戸室児童館	1972 (S47)	48	2032 (R14)	W
6	長坂老人憩の家	1970 (S45)	50	2030 (R12)	W

(2) 目標耐用年数もより前に更新時期を設定する施設

ア 施設整備の方向性が示されている建築物

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
1	北部学校給食センター	1973 (S48)	47	2022 (R4)	RC
2-1	厚木シティプラザ (中央図書館)	1984 (S59)	36	2025 (R7)	SRC
2-2	厚木シティプラザ (子ども科学館)	1984 (S59)	36	2025 (R7)	SRC
3	厚木北公民館	1974 (S49)	46	2024 (R6)	RC
4	ふれあいプラザ	1990 (H2)	30	2023 (R5)	RC
5	厚木北児童館	1982 (S57)	38	2021 (R3)	RC
6	厚木消防署南毛利分署	1978 (S53)	42	2021 (R3)	RC
7	厚木消防署相川分署	1981 (S56)	39	2021 (R3)	RC
8	消防団第7分団第2部器具置場	1984 (S59)	36	2021 (R3)	W
9	消防団第7分団第6部器具置場	1987 (S62)	33	2021 (R3)	S
10	消防団第2分団第1部器具置場	1986 (S61)	34	2022 (R4)	W
11	消防団第8分団第6部器具置場	1986 (S61)	34	2023 (R5)	W
12	消防団第5分団第3部器具置場	1985 (S60)	35	2024 (R6)	W
13	消防団第8分団第1部器具置場	1984 (S59)	36	2025 (R7)	W
14	消防団第2分団第5部器具置場	1985 (S60)	35	2026 (R8)	W
15	消防団第2分団第8部器具置場	1986 (S61)	34	2027 (R9)	W
16	消防団第6分団第5部器具置場	1984 (S59)	36	2028 (R100)	W
17	消防団第5分団第2部器具置場	1986 (S61)	34	2029 (R11)	W
18	消防団第8分団第5部器具置場	1986 (S61)	34	2030 (R12)	W
19	消防団第2分団第2部器具置場	1984 (S59)	36	2031 (R13)	W
20	消防団第7分団第9部器具置場	1987 (S62)	33	2032 (R14)	W

イ 複合施設等整備に関連する建築物

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
4	厚木シティプラザ (老人福祉センター寿荘)	1984 (S59)	36	2026 (R8)	SRC

ウ 施設の機能面に課題がある建築物（バリアフリー、必要な諸室の不足）

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
1	厚木消防署本署	1972（S47）	48	2027（R9）～ 2032（R14）	R C
2	小鮎保育所	1975（S50）	45	2022（R4）	S
3	南毛利保育所	1974（S49）	46	2027（R9）～ 2028（R10）	S
4	睦合南公民館	1980（S55）	40	2027（R9）～ 2032（R14）	R C

エ 施設の立地環境に課題がある建築物（施設周辺の交通環境）

棟No.	施設名称・建物名称	建築年度	築年数	更新時期	構造
1	藤塚児童館	1977（S52）	43	2027（R9）～ 2032（R14）	W

2 適正配置の基本的な考え方を示すに当たっての検討の視点

(1) 各計画における市立小・中学校の施設に関する位置付け

基本計画では、最適化の目標実現のための取組を次のとおり位置付けています。

<p>適正な規模での更新、複合化</p>	<p>小・中学校については、今後の児童・生徒数の推計を踏まえた適正な規模での更新を進めます。また、小・中学校及び公民館・地区市民センターについては、地域コミュニティの核となる施設であることから、老人憩の家や児童館など、地域単位で設置している公共施設（地域対応施設）及び保育所との複合化を進めることで、市が保有する公共建築物の総量を抑制します。なお、適正な規模での更新については、市全体の延べ床面積の総量を抑制することを前提としつつも、社会的ニーズに対応するため、更新後の延べ床面積が増加する施設もあります。</p>
<p>施設の統廃合、市有地の売却、廃止</p>	<p>公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など、地域単位で施設を設置している公共施設（地域対応施設）については、更新の段階で一つの施設に機能を集めることで行政サービスの拡充や効率化につながる場合には、複合化や集約化、多機能化による統廃合を行い、公共建築物に求められる機能を維持・向上させながら延べ床面積の削減を進めます。また、複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理費用として活用します。</p>

また、個別施設計画では、地域対応施設の検討の視点や施設整備の方向性を次のとおり位置付けています。

<p>地域対応施設の検討の視点</p>	<p>小・中学校及び公民館については、地域コミュニティの核となる施設であることから、他の公共施設を受け入れる施設として位置付け、児童館、老人憩の家及び保育所との複合化について検討を行います。</p>
<p>地域対応施設の施設整備の方向性</p>	<p>・義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設であることから、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。</p>

※小・中学校に関する記述のみ抜粋

(2) 適正配置検討施設

市立小・中学校の建て替えに当たっては、次の施設との適正配置を検討します。

施設類型	施設の利用対象者
児童館	満 18 歳に満たない者
老人憩の家	利用者の制限なし

※現在、各小学校又は小学校敷地内に設置している放課後児童クラブについては、建て替えを行う学校校舎に配置します。

(3) 基本的な考え方を示すに当たっての検討の視点

基本計画及び個別施設計画における市立小・中学校の施設に関する位置付けを踏まえ、学校の建て替えについては、次の視点を踏まえて取り組みます。

検討の視点 1 **地域コミュニティを形成する場としての仕組みづくり**

検討の視点 2 **利用者の利便性の向上・放課後の居場所づくり**

検討の視点 3 **敷地内での安心・安全を確保するためのセキュリティ対応**

3 適正配置の検討

検討の視点1 「地域コミュニティを形成する場としての仕組みづくり」

施設類型	メリット	課題
児童館	<ul style="list-style-type: none">・利用者の拡大や他学年を含む児童間の交流の促進が期待できる・保護者間の交流の活発化につながり、地域に開かれた施設となることが期待できる・未就学児とその保護者が就学前に学校を訪れるきっかけづくりにつながる（おひさまタイムでの利用）	<ul style="list-style-type: none">・異なる施設を学校に一体的に配置することになり、各施設の開閉館の時間や管理主体が異なることから、役割分担や責任の区分をあらかじめ明確にしておく必要がある
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none">・学校と複合化することにより、これまで利用する機会がなかった住民の利用が見込まれることで、老人憩の家の設置目的である、「地域住民の相互交流の促進」が期待できる・学校と複合化することで、老人憩の家の主な利用者である高齢者が児童と日常的に交流する機会が増えることから、学校がより一層、地域に開かれた拠点施設となることが期待できる	

検討の視点2 「利用者の利便性の向上・放課後の居場所づくりの充実」

施設類型	メリット	課題
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と複合化することで、児童館へ直接来館することが可能になり、移動に伴う交通事故や防犯上の危険が減少し、利用者の利便性の向上が期待できる ・慣れ親しんだ学校で多くの児童と遊び等を共有することが可能になり、児童が安心して放課後を過ごせる居場所づくりにつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の利用対象者は、18歳未満の者であることから、中学生や高校生が、小学校と複合化した児童館を利用するための運営ルールを整理する必要がある ・小学校から児童館へ直接来館する場合の運用ルールを検討する必要がある
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none"> ・畳の和室など、これまでの学校にない諸室や設備が整備されることで、市の事業や地域行事での利用促進が期待できるほか、災害時の避難所としての機能向上にもつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人憩の家の利用には、カラオケなどの音を出す機会が多くあることから、学校行事との兼ね合いで利用制限が必要になる可能性がある

検討の視点3 「敷地内での安心・安全を確保するためのセキュリティ対応」

施設類型	メリット	課題
児童館	<ul style="list-style-type: none">・学校が放課後の居場所となることで、保護者、地域住民、学校関係者など、多くの人々の目で児童を見守ることができ、児童の安心・安全につながる・指定避難所である学校と複合化することで災害時における安心安全な避難行動につながる事が期待できる	<ul style="list-style-type: none">・児童の学習環境を阻害することがないよう、配置・動線に工夫が求められる
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none">・学校が多世代交流による地域コミュニティ形成の場となることで、保護者、地域住民、学校関係者など、多くの人々の目で利用者を見守ることができ、利用者の安心・安全につながる	<ul style="list-style-type: none">・学校と複合化することで、学校の敷地内に不特定多数の方が出入りできるため、施設の防犯対策として、配置・動線や利用者の行動制限などのセキュリティ対応が必須となる

4 適正配置を行う際の配置形態について

5 中学校の適正配置の検討を行う際の留意点